

平成21年1月5日の株券電子化に伴うお知らせ

平成21年1月5日から上場会社の株券は一斉に電子化されます。これにより株券は無効となり、株主様の権利は電子的に記録された証券会社等の口座で管理されます。

他人名義の株券をお持ちの方は、名義書換を済ませないと株主の権利を失うおそれがありますので、本人名義への書換が必要となります。

又、平成20年中にほふりへ株券を預託されなかった場合は、特別口座に記録されますので、これを売却するには証券会社に口座を開設し、特別口座からの振替手続が必要となります。

尚、株券電子化への移行期間の前後における留意事項を、以下の通りお知らせ申し上げます。

1. 株券電子化移行前後の単元未満株式買取・買増ご請求に関する受付停止期間

	H20年	H21年
保振預託済の方 (保振の定める期間)	買取請求 買増請求	(1) 12/22 -----> 1/4 12/11 ----->
	買取請求 買増請求	(2) 1/5 -----> 1/25 12/12 ----->

1 保振預託済の方の買取・買増請求については、各証券会社により異なる場合があります

2 保振未預託の方のH20/12.25-30の買取請求分に関するお支払は、H21/1.26となります

2. 特別口座について

証券会社を通じてほふりに株券を預託されなかった株主様ご所有の株式は、弊社特別口座管理機関に開設される特別口座に平成21年1月26日に記録されます。

従いまして、これに関する[証券会社の口座への振替請求 / 単元未満株式買取・買増請求]等のお手続きは、平成21年1月26日以降、以下の弊社特別口座管理機関へお問合せ下さい。

尚、特別口座に記録された株数等は、2月上旬にお届け先ご住所へご案内する予定です。

口座管理機関 の連絡先	日本証券代行株式会社 代理人部 〒137-8650 東京都江東区塩浜二丁目8番18号 0120-707-843 上記の本支店でもお取次ぎ致します
----------------	---

3. 株主様のお名前ご住所の漢字登録

お名前ご住所の文字に、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、指定文字に置き換えの上、株主名簿にご登録させていただきますのでご了承下さい。

4. 株券電子化以降の各お手続き窓口

お手続き内容	保振預託済の方	保振未預託の方
未払配当金の支払事務	弊社株主名簿管理人 (日本証券代行(株)) H21.3.28以降、三菱UFJ信託銀行(株)に変更となります	
単元未満株式買取・買増請求 住所変更/配当金の振込指定等 相続等による株主変更	お取引の証券会社	弊社特別口座管理機関 (日本証券代行(株))
特別口座から証券会社への振替請求		
名義書換失念に関する救済請求		弊社株主名簿管理人 (日本証券代行(株)) H21.3.28以降、三菱UFJ信託銀行(株)